

化学物質と環境に関する政策対話 設置要綱

平成 24 年 3 月 27 日

令和 5 年 2 月 1 日 一部改訂

令和 6 年 10 月 21 日 一部改訂

1. 趣旨

市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」（以下「政策対話」という。）を設置し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた提言を目指す。

2. 構成メンバー

- (1) 政策対話の構成メンバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 複数の学識経験者による共同座長制とする。
- (3) 政策対話の構成メンバーは、必要に応じ、代理の者又は議題に応じた説明者等を会合に出席させることができる。
- (4) 政策対話は、必要に応じ、構成メンバー以外の者の出席を求めることができる。

3. 開催

- (1) 開催は、政策対話が決定する。毎年度 2 回程度の開催とし、概ね 9 月及び 1 月の開催を目安とする。
- (2) 政策対話の会合は、原則として公開で行う。
- (3) 日程調整及び開催の通知は、政策対話の事務局が行う。

4. 進行

議事進行役は、共同座長のうち 1 名が務める。

5. 議題

政策対話が決定する。

6. その他

- (1) 会合の議事録又は議事要旨は、政策対話の事務局が作成し、会合に出席した構成メンバーの確認を得たうえで、遅滞なく、政策対話のホームページ上で公開する。
- (2) 会合で配布された資料は、原則として、政策対話のホームページ上で公開する。
- (3) 事務局は、環境省環境保健部化学物質安全課とする。事務局は、政策対話及び政策対話に関する会合の準備、文書の作成その他政策対話に係る事務を執り行う。
- (4) 上記に定めるもののほか、運営に必要な事項は、政策対話が決定する。

「化学物質と環境に関する政策対話」構成メンバー¹⁾
(敬称略)

学識経験者

浅利 美鈴	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 基盤研究部 教授
亀屋 隆志	国立大学法人 横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授
五箇 公一	国立研究開発法人 国立環境研究所 生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室長
村山 武彦	国立大学法人 東京科学大学 環境・社会理工学院 教授

市民

有田 芳子	主婦連合会 環境部長
欠席 橘高 真佐美	オース条約を日本で実現する NGO ネットワーク 事務局長
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
槌田 博	特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事
中下 裕子	ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事
中地 重晴	学校法人熊本学園 熊本学園大学 教授
江口 健介	一般社団法人環境パートナーシップ会議 マネージャー

労働団体

山口 博臣	日本労働組合総連合会 経済・社会政策局 局長
藤原 美典	日本化学エネルギー産業労働組合連合会

産業界

岩崎 雅彦	一般社団法人 日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学物質管理部会 副部長、日産自動車株式会社
的場 好英	一般社団法人 日本化学工業協会 新規課題対応ワーキンググループ主査（代理）
須方 督夫	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
高岡 弘光	日本石鹼洗剤工業会 専務理事
長谷 恵美子	日本石鹼洗剤工業会 環境・安全専門委員会（委員）
山田 春規	アーティクルマネジメント推進協議会 運営委員長

金融

竹ヶ原 啓介	国立大学法人 政策研究大学院大学 教授
--------	---------------------

行政

小ノ澤 忠義	埼玉県環境部 大気環境課 課長
林 亜紀子	厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長
中野 響	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長
木村 崇之	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課長
大本 治康	経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課長
塚田 源一郎	環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課長

環境省

伯野 春彦 環境省 大臣官房 環境保健部長

高木 恒輝 環境省 大臣官房 環境保健部 水銀・国際室長